許可番号第０５１１００００２５００号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　埼玉県坂戸市千代田５丁目１番６号
名　称　ＦＪグローイングサービス株式会社
　　代表取締役　太田　祐介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長　　秋　元　克　広

許 可 の 年 月 日　　令和　７年　３月１９日
許可の有効年月日　　令和１２年　３月１８日

１　事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類

ア　汚泥
イ　廃油
ウ　廃酸
エ　廃アルカリ
オ　廃プラスチック類
カ　ゴムくず
キ　金属くず
ク　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず

以上８種類は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを含まない。

(2) 積替え又は保管の有無　　あり
上記(1)ア～ク

２　積替え又は保管に関する事項

場　　所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
東区東雁来町１０６番５９、６０６２、６３	5.04 ㎡	1.20 ㎥	0.5 m	上記１(1)ア～エ
	4.00 ㎡	6.80 ㎥	1.7 m	上記１(1)オ～キ
	4.50 ㎡	7.65 ㎥	1.7 m	上記１(1)ク

３　許可の条件　　なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成　２年　３月１９日　　新規許可
平成　７年　３月１９日　　更新許可
平成１２年　３月１９日　　更新許可
平成１７年　３月１９日　　更新許可
平成２２年　３月１９日　　更新許可
平成２７年　３月１９日　　更新許可
令和　２年　３月１９日　　更新許可
令和　７年　３月１９日　　更新許可

５　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　あり

※　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。